

令和三年六月四日受領
答弁第一四六号

内閣衆質二〇四第一四六号

令和三年六月四日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員江田憲司君提出衆議院国土交通委員会における非居住者（外国人）のカジノ所得に対する課税
についての特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の虚偽答弁等に関する再質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員江田憲司君提出衆議院国土交通委員会における非居住者（外国人）のカジノ所得に対する課税についての特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の虚偽答弁等に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の文書は、非居住者のカジノ所得に関する税制について、「国内の公営ギャンブルの勝ち金」が「一時所得として確定申告」により課税され源泉徴収は行われていないこと等を踏まえ、少なくとも、これと等しく、源泉徴収を行わないよう要望したものである。

二について

お尋ねについては、非居住者のカジノ所得が課税の対象となることを前提に、非居住者に対する適正な課税を確保する観点から検討が必要な事項として示したものである。

三について

お尋ねについては、個別の報道の内容に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。